

岩手県告示第356号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨東北地方整備局三陸国道事務所長から次のとおり通知があった。

令和7年5月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 宮古市川井地内
- 2 公共測量を実施する期間 令和7年5月13日から同年11月28日まで
- 3 実施する公共測量の種類 基準点測量、水準測量、数地図化及び三次元点群測量